

高知市公害防止条例施行規則 別表4に規定する基準（抜粋）

排水に係る規制基準

工場等において排出する汚水の汚染状態に係る項目の許容限度は、次に定めるとおりとする。

1 人の健康の保護に係る項目

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物（単位 カドミウムの量に関して mg/l）	0.03
シアン化合物（単位 シアンの量に関して mg/l）	1
有機 ^{りん} リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）（単位 mg/l）	1
鉛及びその化合物（単位 鉛の量に関して mg/l）	0.1
六価クロム化合物（単位 六価クロムの量に関して mg/l）	0.5
砒 ^ひ 素及びその化合物（単位 砒素の量に関して mg/l）	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（単位 水銀の量に関して mg/l）	0.005
アルキル水銀化合物（単位 mg/l）	検出されないこと。
P C B（単位 mg/l）	0.003
トリクロロエチレン（単位 mg/l）	0.1
テトラクロロエチレン（単位 mg/l）	0.1
ジクロロメタン（単位 mg/l）	0.2
四塩化炭素（単位 mg/l）	0.02
1,2-ジクロロエタン（単位 mg/l）	0.04
1,1-ジクロロエチレン（単位 mg/l）	1
シス-1,2-ジクロロエチレン（単位 mg/l）	0.4
1,1,1-トリクロロエタン（単位 mg/l）	3
1,1,2-トリクロロエタン（単位 mg/l）	0.06
1,3-ジクロロプロペン（単位 mg/l）	0.02
チウラム（単位 mg/l）	0.06
シマジン（単位 mg/l）	0.03
チオベンカルブ（単位 mg/l）	0.2

ベンゼン (単位 mg/l)	0.1
セレン及びその化合物 (単位 セレンの量に関して mg/l)	0.1
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に関して mg/l)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10 海域に排出されるもの 230
ふつ素及びその化合物 (単位 ふつ素の量に関して mg/l)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8 海域に排出されるもの 15
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/l)	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100
1,4-ジオキサン (単位 mg/l)	0.5

2 生活環境の保全に係る項目

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（単位 mg/l）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量（単位 mg/l）	160（日間平均 120）
浮遊物質量（単位 mg/l）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）（単位 mg/l）	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） （単位 mg/l）	30
フェノール類含有量（単位 mg/l）	5
銅含有量（単位 mg/l）	3
亜鉛含有量（単位 mg/l）	2
溶解性鉄含有量（単位 mg/l）	10
溶解性マンガン含有量（単位 mg/l）	10
クロム含有量（単位 mg/l）	2
大腸菌群数（単位 個/cm ³ ）	日間平均 3,000
窒素含有量（単位 mg/l）	120（日間平均 60）
リン含有量（単位 mg/l）	16（日間平均 8）
色又は臭気	放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びていてはならない。

ただし、上の項目のうち排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に規定するもの又は高知県清流保全条例（平成元年高知県条例第 35 号）別表中 1 浦戸湾水域（2 及び 5 に掲げるものを除く。）に係る排水基準の表、3 仁淀川水域（5 に掲げるものを除く。）に係る排水基準の表及び 5 浦戸湾水域、仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準の表に規定するものにあつては、それぞれその許容限度をもつて本表の許容限度とする。

3 江ノ口川，久万川，鏡川，竹島川及び堀川水域の新設に係る排水基準

工場等の区分	項目 生物化学的酸 素要求量 (単位 mg/l)	浮遊物質 (単位 mg/l)	ノルマルヘキ サン抽出物質 含有量(動植 物油脂類含有 量) (単位 mg/l)	フェノール類 含有量 (単位 mg/l)
昭和 50 年 10 月 1 日以後にお いて工場等を設置するもの。 ただし，この水域に排水を 排出している工場等を更新 し，又は移転する場合におい て，当該工場等が排出する排 出水の汚濁負荷量が更新又は 移転により減少するときを除 く。	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	20	1

江ノ口川，久万川，鏡川，竹島川及び堀川水域とは，江ノ口川，久万川，竹島川，鏡川

〔左岸 高知市中之島 37 番地の 1 地先 から上流 〕及び堀川 〔左岸 高知市若松町 211 番地先
右岸 高知市新田町 150 番地先地 〕及び堀川 〔左岸 高知市中之島 37 番地の 1
(丸山橋北詰) から上流 〕並びにこれらに流入する公共用水域をいう。
地先

備考

- 1 この排水基準は，公共用水域に排出する工場等に係る排水水について適用する。
- 2 この排水基準のうち，生活環境の保全に係る項目及び江ノ口川，久万川，鏡川，竹島川
及び堀川水域の新設に係る排水基準については，1 日当たりの平均的な排水水の量が 50
立方メートル以上である工場等に係る排水水について適用する。
- 3 工場等に 2 以上の排水口がある場合は，それぞれの排水口ごとにこの基準を適用する。
- 4 この表に掲げる項目に係る数値の検定方法は，排水基準を定める省令の規定に基づく環
境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号)により測定する
ものとする。
- 5 この表において「検出されないこと」とは，前項の検定方法の定量限界以下をいう。

- 6 この表において「日間平均」とは、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 7 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に限って適用する。
- 8 汚濁負荷量とは、1日の平均的な排水量に水質濃度を乗じた値とする。

高知県清流保全条例 別表に規定する基準（抜粋）

1 浦戸湾水域（2及び5に掲げるものを除く。）に係る排水基準

（単位：mg/L）

特定事業場の区分		項目及び許容限度			
		令別表第1の号番号	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキササン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）
食料品製造業又は飲料等製造業に係るもの		第2号から第18号の3まで	100 （日間平均80）	90 （日間平均70）	20
繊維工業、繊維製品製造業又は製紙業に係るもの		第19号、第20号又は第23号	80 （日間平均60）	90 （日間平均70）	20
化学工業、セメント製品製造業又は生コンクリート製造業に係るもの		第21号、第24号から第50号まで、第54号又は第55号	50 （日間平均40）	90 （日間平均70）	
砕石業又は砂利採取業に係るもの		第59号又は第60号	50 （日間平均40）	120 （日間平均90）	
旅館業に係るもの、飲食店等又は病院		第66号の3から第66号の8まで又は第68号の2	60 （日間平均50）	90 （日間平均70）	20
し尿処理施設を設置するもの	浄化槽を設置するもの	第72号	（日間平均30）	（日間平均70）	
	上記以外のもの		（日間平均20）	（日間平均50）	
その他の業種に係るもの		上記各号以外	50 （日間平均40）	90 （日間平均70）	20

2 江の口川、久万川、鏡川、竹島川及び堀川水域に係る排水基準（省略）

3 仁淀川水域（5に掲げるものを除く。）に係る排水基準

(単位：mg/L)

特定事業場の区分			項目及び許容限度			
			令別表第1の号番号	生物化学的酸素 要求量	浮遊物質 量	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量)
食料品製造業又は飲料等製造業に係るもの			第2号から第18号の3まで	100 (日間平均80)	90 (日間平均70)	20
繊維工業，繊維製品製造業に係るもの			第19号又は第20号	80 (日間平均60)	90 (日間平均70)	20
製紙業に係るもの	1日の平均的な排出水量	5万立方メートル以上	第23号	20 (日間平均15)	40 (日間平均30)	20
		1万立方メートル以上5万立方メートル未満		40 (日間平均30)	50 (日間平均40)	
		2,000立方メートル以上1万立方メートル未満		60 (日間平均40)	70 (日間平均50)	
		1,000立方メートル以上2,000立方メートル未満		70 (日間平均50)	80 (日間平均60)	
		1,000立方メートル未満		80 (日間平均60)	90 (日間平均70)	

化学工業，セメント製品製造業又は生コンクリート製造業に係るもの	第 21 号，第 24 号から第 50 号まで，第 54 号又は第 55 号	50 (日間平均 40)	90 (日間平均 70)	
砕石業又は砂利採取業に係るもの	第 59 号又は第 60 号	50 (日間平均 40)	120 (日間平均 90)	
旅館業に係るもの，飲食店等又は病院	第 66 号の 3 から第 66 号の 8 まで又は第 68 号の 2	60 (日間平均 50)	90 (日間平均 70)	20
し尿処理施設を設置するもの	浄化槽を設置するもの	第 72 号	(日間平均 30)	(日間平均 70)
		上記以外のもの	(日間平均 20)	(日間平均 50)
その他の業種に係るもの	上記各号以外	50 (日間平均 40)	90 (日間平均 70)	20

4 吉野川水域（5に掲げるものを除く。）に係る排水基準（省略）

5 浦戸湾水域，仁淀川水域及び吉野川水域に排出する下水道終末処理施設を設置する特定事業場に係る排水基準

（単位：mg/L）

特定事業場の区分	項目及び許容限度		
	令別表第 1 の号番号	生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量	浮遊物質質量
下水道終末処理施設に係るもの	第 73 号	(日間平均 20)	(日間平均 50)

備考

- 「浦戸湾水域」とは，高知港港湾区域のうち高知港口防波堤の先端と高知市種崎外港防波堤の先端とを結んだ直線及び陸岸により囲まれた区域並びにこれに流入する公共用水域をいう。

- 2 「江の口川，久万川，鏡川，竹島川及び堀川水域」とは，江ノ口川，久万川，鏡川（左岸は高知市中の島 37 番地の 1 地先から上流，右岸は高知市新田町 150 番地地先から上流），竹島川及び堀川（左岸は高知市若松町 211 番地地先（丸山橋北詰め）から上流，右岸は高知市中の島 37 番地の 1 地先から上流）並びにこれらに流入する公共用水域をいう。
- 3 「仁淀川水域」とは，仁淀川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 4 「吉野川水域」とは，吉野川及びこれに流入する公共用水域をいう。
- 5 1 及び 3 から 5 までの表において「令別表第 1 の号番号」とは，当該特定事業場に設置された特定施設の該当する水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）別表第 1 の号の番号をいう。
- 6 1 及び 3 の表において「浄化槽」とは，浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽のうち，建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項第 1 号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 500 人を超えるものをいう。
- 7 2 の表において「汚濁負荷量」とは，1 日の平均的な排水の量に水質濃度を乗じて得た値をいう。
- 8 4 の表において「下水道整備地域」とは，下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理地域の範囲をいう。
- 9 この表に掲げる排出基準は，1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上の特定事業場に係る排水について適用する。
- 10 この表に掲げる許容限度の検定は，排出基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条に規定する検定方法による。
- 11 日間平均による許容限度は，1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 12 生物化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し，化学的酸素要求量についての排水基準は海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 13 1 の特定事業場が同時に 2 以上の特定事業場の区分に該当する場合において，この表により異なる許容限度の排水基準が定められているときは，当該特定事業場に係る排水については，それらの排水基準のうち最小の許容限度のものを適用する。
- 14 他の特定事業場に係る汚水等を処理する特定事業場（令別第 1 第 74 号の特定施設を設置するものをいう。）に係る排水については，当該特定事業場が当該他の特定事業場の該当する特定事業場の区分に該当するものとみなして，この表に掲げる排水基準を適用する。この場合において，当該他の特定事業場につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは，備考 13 の規定を準用する。